

宇都宮市農業再生協議会 からのお知らせ (令和5年10月)

【内容】

- ① 水田活用の直接支払交付金に係る「飼料用米の戦略作物
助成」の見直しについて … P1
- ② 「水張り実施状況申告書」及び「水張りの実施状況が確認で
きる写真」の提出について … P2～P5
- ③ 化学肥料低減定着対策事業のお知らせ … P6～P9
- ④ 令和6年度に向けた畑地化促進事業のお知らせ
… P10～P11
- ⑤ 需要に応じた米づくりのお知らせ など … P12～P13
- ⑥ 営農計画書の氏名の確認をお願いします … P14
- ⑦ 宇都宮市農業再生協議会のホームページのご案内
… P15

**水田活用の直接支払交付金に係る
「飼料用米の戦略作物助成」の見直しについて**

国の水田活用の直接支払交付金のうち、「飼料用米の戦略作物助成」については、下記のとおり見直しが行われます。

見直内容については、令和5年3月の営農計画書（申告用）の配付時にお知らせしておりましたが、現在、本協議会で把握している内容を改めてお知らせいたします。

1 「ふるい上」の飼料用米により助成単価を計算 【令和5年度】

令和4年度まで	令和5年度以降
合計収量（「ふるい下」の米を含めた収量）により単価を計算	合計収量のうち、「ふるい上」の米により単価を計算（※）

※ 農家が実際にふるいにかける必要はなく、地域ごとの1.70mmのふるい下の発生率を用いて計算する。地域ごとのふるい下の発生率は、別途、国から提示される。

※ 1.70mmのふるいを用いて個人調整・出荷をする場合は、本協議会（632-2458）まで連絡をお願いします。

2 飼料用米の「一般品種」への助成の段階的引下げ 【令和6年度以降】

・ 令和6年度から、飼料用米の一般品種の支援水準が段階的に引下げられる。

※ 飼料用米の専用品種（多収品種）については、令和6年度以降も従来と同様の支援が継続

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
多収品種	従来どおり 数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a（標準単価8万円）			
一般品種	数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a （標準単価8万円/10a）	数量に応じて、 5.5～ 9.5万円 /10a （標準単価 7.5万円 /10a）	数量に応じて、 5.5～ 8.5万円 /10a （標準単価 7万円 /10a）	数量に応じて、 5.5～ 7.5万円 /10a （標準単価 6.5万円 /10a）

【飼料用米の多収品種について】

・ 栃木県内では、農業者の所得確保のため、「夢あおば」と「月の光」の2つの品種による取組を推進します。

・ 多収品種は、一般的に、単位面積当たりの収量が多く、収入（販売額、交付金）の増加が見込まれます。

※ JAうつのみやの組合員においては、令和5年9月に飼料用米の多収品種（「夢あおば」・「月の光」）の種子の申込みが実施済みです。

※ 「あさひの夢」や「とちぎの星」は、一般品種です。

令和5年10月6日

農業者の皆様

宇都宮市農業再生協議会
会長 佐藤 俊 伸

「水張り実施状況申告書」及び
「水張りの実施状況が確認できる写真」の提出について

日頃から、本市再生協事業について、特段の御理解をいただき、お礼申し上げます。

さて、国において、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について、5年間（令和4年度から令和8年度まで）に一度も水稲作付けが行われていない農地は交付対象としないこととされましたが、湛水管理を1か月以上行い、連作障害による収量低下が発生していない場合は、水稲作付けを行ったものとみなす例外的取扱いが示されております。

本協議会におきましては、「水張り実施状況申告書（以下「申告書」という。）」及び「水張りの実施状況が確認できる写真（以下「写真」という。）」をもって、水張りの実施状況を確認することといたします。

つきましては、水稲以外の作物を作付けている水田で1か月以上の湛水管理を実施した場合には、申告書及び写真の提出をお願い申し上げます。

- ※ 水稲（主食用米，飼料用米，加工用米等）を作付けている旨，営農計画書で申告している場合には，申告書及び写真の提出は不要です。
- ※ 4年間連続で不作付が継続した場合など，既に交付対象外水田となっているほ場については，申告書及び写真の提出があった場合でも，交付対象外水田のままです。

【注意事項】

1 申告書の必要事項の記載について

申告書は、必要事項（所在地，水張り期間，水張り日数）をすべて記載してください。

2 写真について

- ・ 写真は，ほ場全体の水張りの実施状況が確認できるように撮影してください。
- ・ 必ず，写真裏面又は余白に所在地の記載をしてください。
- ※ 写真は，水田ごとに必要です。

【提出方法】

事務局 又は J A うつのみや各営農経済センターに御提出ください。

- ※1 1か月以上の湛水管理を実施後，速やかに提出してください。
申告書及び写真は，随時，受け付けます。
- ※2 事務局への返信用封筒が必要となる場合は，事務局に御連絡をお願いします。
- ※3 申告書及び写真を電子データにより提出することを希望する場合は，事務局に御相談ください。

申告書の必要事項の記載がない場合や，ほ場全体の水張りの実施状況が確認できない場合，写真裏面又は余白に所在地の記載がない場合など，提出書類に不備がある場合は，有効な書類として受付できませんので御注意ください。

宇都宮市農業再生協議会事務局
TEL 028 (632) 2458
FAX 028 (639) 0618
メール u2320@city.utsunomiya.tochigi.jp

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

国において、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しが進められており、併せて、現行ルールの再徹底が求められています。

農業者の皆様におかれましては、「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田」の現行ルールや5年間での水稲作付けの方針について、御承知おきくださいますようお願いいたします。

1 国の見直し内容

国は、麦などの転換作物（畑作物）の生産が定着した農地は畑地化を促し、水田機能を維持しつつ転換作物を生産する農地については、水稲と転換作物とのブロックローテーションによる地力の回復と収益性の向上を促すことを目的とし、**次のとおり、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田を見直す方針を示しています。**

(1) 見直し内容

令和4年度以降、5年間で一度も主食用米や加工用米等の水稲の作付けが行われていない農地については、その翌年度（令和9年度）以降、交付対象水田から除外する。

(2) 例外

- ・ 水稲の作付けがない場合であっても、**湛水管理（※）を1か月以上行い、連作障害による収量低下が発生していない場合は、交付対象とされます。**
 - ・ また、「災害復旧」や「基盤整備」に関連する事業が実施されている間は、5年間に一度も水稲作付けが行われない場合も、交付対象とされます。
- ※ 「湛水管理」とは、「水田を水で満たす状態にすること」をいう。

※ 注意事項

引き続き、交付対象水田とするためには、5年間に一度、水稲の作付けをするか、1か月以上の湛水管理を行う必要があります。

令和8年度までに、水稲の作付け又は1か月以上の湛水管理を行えば、それ以降、継続的に交付対象水田とされるものではありませんので、御注意ください。

2 交付対象水田の現行ルール

国から、上記1の見直しと併せて、現行ルールの徹底を求められています。次の農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。

【水田活用の直接支払交付金の交付対象外農地】

- 1 水田機能を喪失した農地
 - ・ たん水設備（畦畔）を有しない農地
 - ・ 所要の用水を供給する設備を有しない農地
 - ・ 土地改良区内において賦課金が支払われていない農地
- 2 作物の作付けが3年連続して行われておらず、翌年度も作付けされない農地

⇒ **令和5年度営農計画書に、「畦畔や水利機能がない場合」の申告欄を設けました。**

「畦畔」や「水利機能」を喪失し、水稲の作付けを行うことができない農地がある場合は、申告により把握しています。

申告日 年 月 日

水張り実施状況申告書

(「水張りの実施状況が確認できる写真」(※1)を水田ごとに提出すること)

水田の水張り(湛水管理)を行いましたので、次のとおり申告します。

世帯番号

氏名

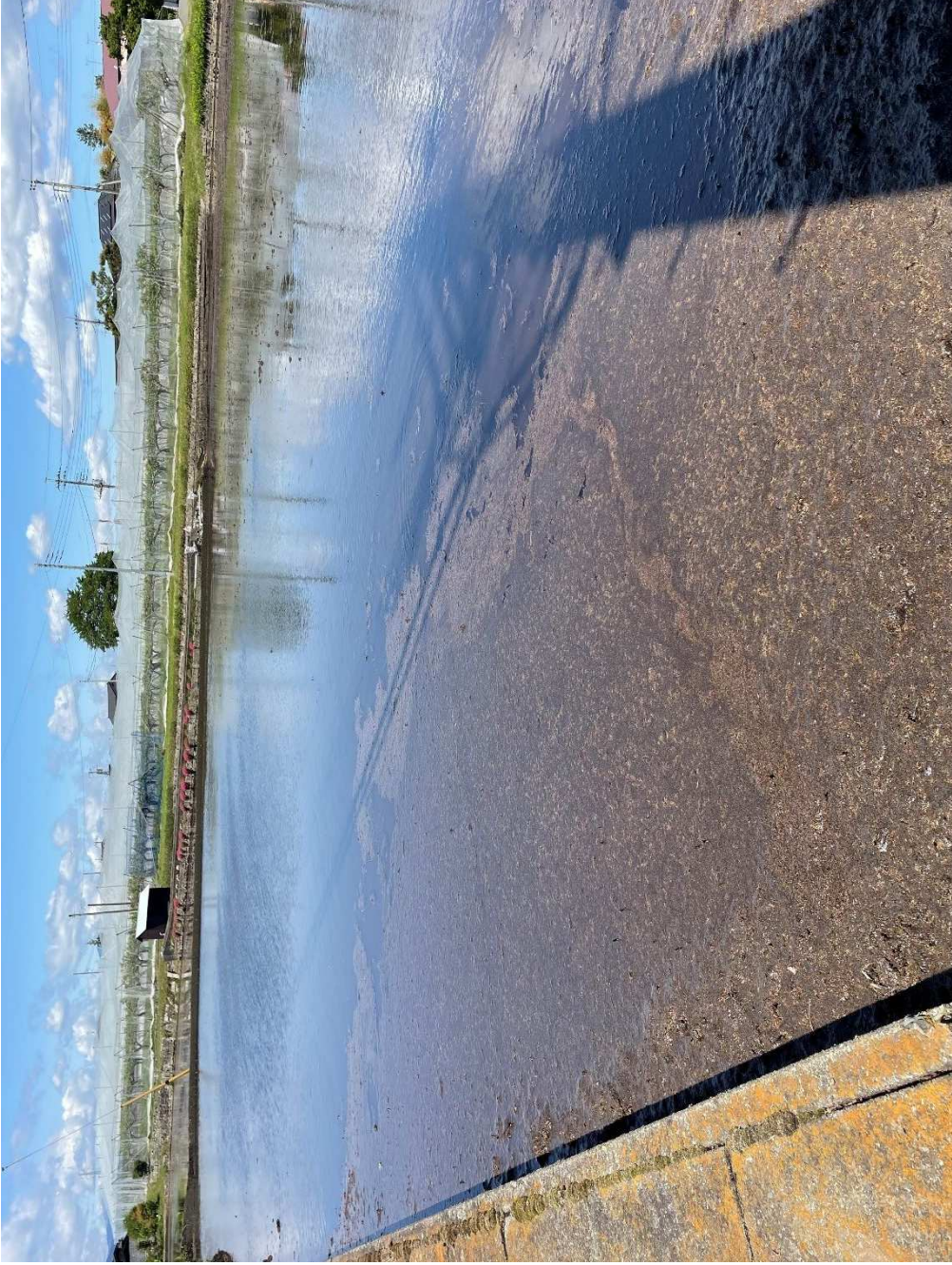
No.	所在地(※2)	水張り期間	水張り日数(※3)	備考
例	旭1丁目 110	令和5年7月5日 ~ 令和5年8月5日	32日	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(※1)「水張りの実施状況が確認できる写真」の裏面(余白)には、必ず所在地を記載すること。

(※2)「所在地」は、水田の営農計画書の所在地を確認の上、記載してください。

(※3)「水張り日数」は、水田が水で満たされた状態で「30日以上」である必要があります。

水張りの実施状況が確認できる写真（撮影例）



写真は水田全体が映る
ように撮影すること。

写真の余白（裏面）に所
在地を記載すること。

旭1丁目110

- ※1 水田全体が映るよう写真を撮影してください。
（水田全体に水張りが実施されていることが確認できるよう写真を撮影してください。）
- ※2 提出する写真は、普通紙に印刷したものでも可（カラー印刷であること）
- ※3 写真の裏面（余白）には、必ず所在地を記載してください。

土壌診断・耕畜連携による堆肥散布・ 緑肥作物の作付けに対し交付金が交付されます

～化学肥料低減定着対策事業のお知らせ～

国において、肥料価格高騰対策事業の一環として、農家の皆様の「化学肥料の2割低減に向けた取組」の定着に向けた『地域の取組』を支援する追加対策を実施することになりました。

支援のポイント

- ✓ 化学肥料の使用を低減させるための『地域の取組』に対して交付金を交付します。
- ✓ 宇都宮市における『地域の取組』は以下の3つです。
 - ①土壌診断への推進支援 : 料金の1/2以内を支援
 - ②耕畜連携の拡大支援 : 堆肥散布 4,000円以内/tを支援
 - ③緑肥作物の作付け拡大支援 : 緑肥種子の価格の1/2以内を支援

※要望が多い場合は、交付単価(率)が下がる場合があります。

- ✓ 令和5年6月～令和6年3月までの取組みを支援します。

※ただし、令和6年1月末日までに取組実績が確認できることが必要です。

注意事項

- ✓ 宇都宮市に住所(事業所)がある農業者が対象です。

※市内に住所があっても、市外に農地がある等の理由で化学肥料低減定着対策事業の同じ取組みに対し、他市町から交付金が交付される場合は、重複受給はできません。

- ✓ 同じ取組内容で国から他の補助金を受けている場合は、重複して交付金を受けることはできません。

例:環境保全型農業直接支払交付金における緑肥作物の作付け
畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業(旧水田リノベーション事業)における土壌診断 など

今後のスケジュール

- 9月～10月 要望調査
- 10月上旬 国からの採択結果通知, 事業開始
- 2月 実績報告, 証拠書類(領収書や作業日誌等)の提出

※国による審査の結果、支援を受けられない場合もありますのでご了承ください。

要望調査について

✓ ②耕畜連携の拡大支援, ③緑肥作物の作付け拡大支援について要望調査を実施します。

※①土壌診断への推進支援については、分析事業者をとおして要望調査を終えております。

- ・ JAうつのみやへ土壌診断を申し込んだ方については、JAうつのみやが交付金の申請に係る手続きを行いますので、個別に手続きいただく必要はありません。詳しくはJAうつのみや営農企画課(Tel625-3388), または各営農経済センターへ。
- ・ 上記以外に土壌診断を申し込んだ方は、宇都宮市農業再生協議会事務局までお問い合わせください。

✓ 現時点での取組内容, 交付対象等は表のとおりです。

	耕畜連携の拡大支援	緑肥作物の作付け拡大支援
取組内容	耕畜連携において堆肥散布を行う畜産農家等が、同一の地域内において農業者を相手方に堆肥の散布契約を締結した場合、堆肥の運搬費・散布費の一部を支援する。※令和6年1月末日までに契約を締結した又は契約することが確実なものであって、同年3月末日までに堆肥の散布を行うものに限る。 ※市内散布に限る。	農業者が対象種子を購入した場合、その購入量に応じて購入額の一部を支援する。 ※対象種子は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。
交付対象者	耕畜連携において堆肥を散布する畜産農家等 ※耕種農家や自身の圃場に散布する場合も対象	対象種子を購入した農業者 ※環境保全型農業直接支払交付金受給者は対象外
交付単価等	堆肥の散布 4,000円以内/t	対象種子の販売価格の1/2以内
取組実績の確認方法	堆肥の散布量, 散布日, 散布場所等が確認できる書類等(作業日誌等)	対象種子の購入量, 契約日, 納品日, 購入額が確認できる書類(注文書, 領収書又は請求書等)

✓ 交付金を希望される方は、同封の要望調査票に必要事項を記入し、令和5年10月27日(金)までに宇都宮市農業再生協議会事務局あて提出してください。(郵送, FAX, 持参, メール可)

※要望調査票は宇都宮市農業再生協議会ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/nougyou/1027692/1031782.html>

今回、要望調査票の提出がない場合は、取組を行ったとしても交付金は交付されませんのでご了承ください。

問い合わせ先

宇都宮市農業再生協議会事務局
(宇都宮市経済部農林生産流通課内)
TEL:028-632-2466 FAX:028-639-0618
E-mail:u2320@city.utsunomiya.tochigi.jp



宇都宮市
農業再生協議会
ホームページ



農林水産省
ホームページ

化学肥料低減定着対策事業要望調査票

- ・ 国の採択結果によっては、交付金が交付されない場合があります。
- ・ 要望が多い場合は、交付単価が減額されることがあります。
- ・ 特殊肥料の生産についての届出を行っています。（堆肥を生産し、他の農業者へ譲渡する場合、届出が必要です。詳しくは農業環境指導センターへお問い合わせください。）

上記を確認・了承の上、**耕畜連携の拡大支援について、要望を提出します。**

↑チェック欄に✓を記載してください。

①堆肥を散布する農業者について記載してください。

氏 名 _____

住 所 _____

電 話 _____ E-mail _____

②令和5年6月～令和6年3月の堆肥の散布（予定）について記載してください。

圃場の地番	圃場の面積 (㎡)	堆肥の種類	堆肥の 散布時期	散布量 (k g)
例) 旭 1-1-5	3,000 ㎡	牛ふん堆肥	2月	3,000kg

提出締切

令和5年

10月27日（金）

（提出先）

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市農業再生協議企事務局（宇都宮市経済部農林生産流通課内）

担当：水沼 TEL:632-2466 FAX:639-0618

E-mail:u2320@city.utsunomiya.tochigi.jp

化学肥料低減定着対策事業要望調査票

- ・ 国の採択結果によっては、交付金が交付されない場合があります。
- ・ 要望が多い場合は、交付率が減額されることがあります。
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金を受給している場合、重複受給できません。

上記を確認・了承の上、**緑肥作物の作付け拡大支援**について、**要望を提出**します。

↑チェック欄に✓を記載してください。

①取組を行う農業者について記載してください。

氏 名 _____

住 所 _____

電 話 _____ E-mail _____

②取組みを行う農業者の全圃場面積（緑肥作物の作付がない圃場も含む）

_____ m²

③令和5年6月以降に購入し、令和6年3月までに納品される緑肥作物について記載してください。

緑肥作物の種類 (品種)	播種面積 (m ²)	播種量 (k g)	緑肥種子の 購入金額	播種 時期	緑肥種子の 購入先
例) ○○ソルゴー	2,000 m ²	4 k g	12,800 円	7月下旬	△△種苗店

提出締切

令和5年

10月27日(金)

(提出先)

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市農業再生協議企事務局(宇都宮市経済部農林生産流通課内)

担当: 水沼 TEL:632-2466 FAX:639-0618

E-mail:u2320@city.utsunomiya.tochigi.jp

令和6年度に向けた 畑地化促進事業のお知らせ

令和5年度の募集は終了しており、今回は、令和6年度事業の事前調査となります。活用意向がある場合や不明な点がある場合はご連絡ください。

なお、この資料の内容は、令和5年度のもので、令和6年度の助成内容は変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

【対象者】

水田を畑地化し、対象作物の本作化（団地化・5年間作付）に取り組む農業者

※ 「畑地化」とは、事業上の名称であり、実際に地目の変更を求めるものではありません。

【対象作物】 販売用の高収益作物 又は 畑作物

- 高収益作物：野菜，果樹，花き等の収益性の高い作物
- 畑作物：麦，大豆，飼料作物（牧草等），子実用とうもろこし，そば等

【要件】 全ての要件を満たすこと

- ① 畦畔等のたん水設備及び用水供給設備を有すること
- ② 取組の対象となる水田（水田活用の直接支払交付金の交付対象水田）を 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外すること
- ③ 継続して5年間、対象作物の作付、販売及び実績報告を行うこと
- ④ 令和5年度において、麦，大豆，飼料作物，そば，露地野菜18品目等の交付金の対象作物又は主食用米のいずれかの作付が行われていること
- ⑤ 複数の連続した農地による 団地化された畑地を形成すること
- ⑥ 関係機関（土地改良区、農業委員会など）の合意を得ていること
- ⑦ 取組の対象となる水田が借地の場合には、賃借人である耕作者が土地所有者の同意を得ること

【（参考）令和5年度交付単価】 10a当たり

	《畑地化支援》	《定着促進支援》
高収益作物	175,000円	一般向けの場合 2万円×5年間 又は 10万円（一括） 加工・業務向けの場合※ 3万円×5年間 又は 15万円（一括）
畑作物	140,000円	2万円×5年間 又は 10万円（一括）

※ 加工・業務向けの場合は、実需者（食品加工業者等）との出荷契約が必要です。

J A等の集出荷団体や、スーパー・直売所等での販売は一般向けとなります。

※ 対象水田の畑地化に伴い土地改良区に支払う経費（地区除外決済金や協力金）が生じる場合に、10a当たり25万円を上限として定額を支援します。

【問い合わせ】 宇都宮市農業再生協議会事務局 TEL 632-2458

注意事項

・ この助成を活用し、畑地化した農地については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に戻すことができなくなります。

・ この助成を活用した場合、以下の交付金を受給できなくなります。

【戦略作物助成】販売目的で作付けされる対象作物。基幹作のみ。

対象作物（基幹作）	交付単価（10a当たり）
麦・大豆・飼料作物	35,000円 播種を行わない牧草：10,000円
WCS用稲	80,000円
加工用米	20,000円
飼料用米・米粉用米	収量に応じ 55,000円～105,000円 生もみの場合：80,000円

【産地交付金】生産性向上や団地化、担い手（認定農業者等）等の要件あり。

対象作物等	対象作期	交付単価（10a当たり）
露地野菜18品目（担い手）	基幹作	新規：32,000円
	二毛作	既存：9,600円
飼料用米・米粉用米（生産性向上）	基幹作	3,600円
新市場開拓用米（生産性向上）	基幹作	7,600円
麦・大豆（担い手・生産性向上）	基幹作	個人：1,800円
	二毛作	法人・集落営農：2,500円
麦・大豆・飼料作物（団地化）	基幹作 二毛作	12,000円
麦・大豆・飼料作物・WCS用稲 飼料用米・加工用米・そば・なたね	二毛作	9,600円
飼料用米・WCS用稲・飼料作物 （耕畜連携）	基幹作 二毛作	4,200円
飼料用米（複数年契約）	基幹作	1,000円
そば・なたね・地力増進作物 新市場開拓用米	基幹作	20,000円

【露地野菜18品目】

加工用トマト、なす、ねぎ、たまねぎ、レタス、さといも、ほうれんそう、ばれいしょ、はくさい、だいこん、スイートコーン、うど、えだまめ、キャベツ、ブロッコリー、にんじん、かんしょ、ズッキーニ

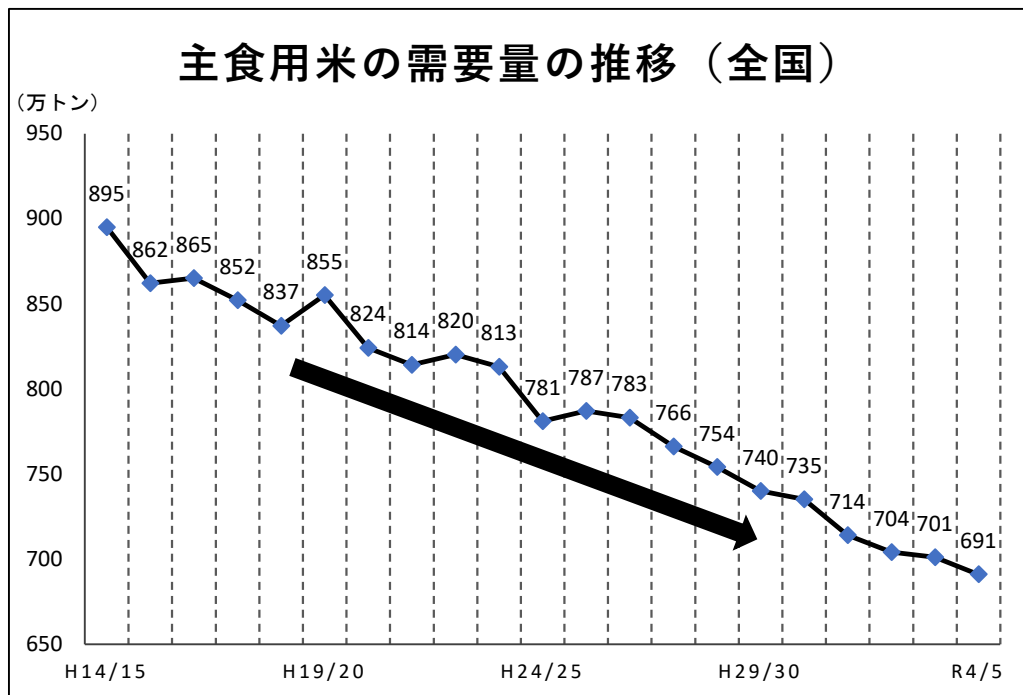
※ 県の「水田農業高収益化推進計画」に定められた作物は、畑地化した場合であっても、その後、5年間は産地交付金（高収益作物関係）との重複受給が可能

【畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業（旧リノベ事業）】

対象作物（基幹作）	交付単価（10a当たり）
加工用米，米粉用米，新市場開拓用米， 麦，大豆，高収益作物，子実用とうもろこし	加工用米：30,000円
	米粉用米：90,000円
	上記以外：40,000円

上記以外の事業等においても「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田」が条件となる事業は対象外となります。

非主食用米や畑作物等への作付転換を図るなど
需要に応じた米づくりに取り組みましょう！



（農林水産省「米穀の受給及び価格の安定に関する基本指針」）

- ・ 主食用米の全国ベースの需要量は、一貫して減少傾向にあり、令和4年産の需要実績（速報値）は、691万トン（前年比▲10万トン）となりました。
- ・ 令和5年7月末の主食用米の民間在庫量は、122万トンで前年比▲20万トンとなり、減少傾向となっております。
- ・ 令和5年産の主食用米につきましては、昨年度と同様に、農業者の皆様のご協力により、大幅な作付転換を行ったところですが、引き続き、非主食用米や畑作物等への作付転換を図るなど、集荷事業者と相談の上、次年度の営農計画の検討をお願いします。

【問い合わせ】

宇都宮市農業再生協議会事務局
（宇都宮市経済部農林生産流通課内）
TEL：028（632）2458

台風などの自然災害に備えましょう

近年、自然災害により、農作物や農業用施設に大きな被害が発生するケースが増えています。

今後も、秋の台風や冬の降雪などが想定されますので、日頃から気象情報の確認を行うとともに、被害防止のため、生産施設の補強や水路の清掃などを行い自然災害に備えましょう。

宇都宮市農業再生協議会事務局
(宇都宮市経済部農林生産流通課内)
TEL: 028 (632) 2458



自然災害により作物等に被害を受けた場合には、収量減による収入の減少や、農業施設や機械の復旧などの費用負担が生じることが想定されます。

必要に応じて、自然災害のほか、病気や怪我の影響などにより減少した収入を補填する収入保険制度や、被害復旧のための補償を行う農業共済などの保険制度に加入し、万々に備えましょう。

※ 令和6年保険開始となる収入保険の加入申請期限は、
11月30日です。



収入保険制度の詳細
は、左のQRコード

【収入保険制度、農業共済についての問い合わせ】

栃木県農業共済組合 河宇支所

TEL(028)660-7300



営農計画書の氏名の確認をお願いします

- 「老齢」、「経営移譲」、「死亡」等の理由により、営農計画書（水田台帳）の世帯責任者が変更となる場合、名義変更のための書類を提出いただく必要があります。
- 令和5年度営農計画書（確認用）について、世帯責任者が変更となる場合は、必要書類をお送りいたしますので、下記の事務局まで御連絡ください。（変更がない場合は手続不要）

《営農計画書（抜粋）》

令和5年度 営農計画書（確認用）

下記の□太枠部分の申告内容（所在地、作物名、面積等）を御確認いただき、修正等がある場合は、必ず御連絡ください。 宇都宮市農業再生協議会事務局 電話：028-632-2458

※特に、作業受委託の内容（筆の移動）が反映されているか、御確認ください。

市町村名： 栃木県宇都宮市	農業者の氏名	住 所
地区ID名： 018 その他	フリガナ サイセイ キョウタロウ	〒 320-0818 TEL 028-632-2458
集落ID名： 001 その他	再生 協太郎	旭1丁目1番5号
農家番号： □		
協議会名： 201 宇都宮市農業再生協議会	認定状況	人・農地プラン
世帯番号： 999999	認定なし	登録なし
		認定方針作成番号 コード： 9999999

氏名に変更がないか確認をお願いします。

《提出書類（サンプル）》

記載例

農地台帳の経営主の変更兼
水田台帳の世帯責任者の変更届 №1

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市農業委員長

下記の理由により、経営主(世帯責任者)について変更いたします。

申請者	住 所 宇都宮市 旭1丁目1番5号
	氏 名 宇都宮 一郎 印
該当する変更理由の番号に○をつけてください。 1. 老齢 2. 経営移譲 3. 死亡 4. その他()	
変更前 経営主 (世帯責任者)	住 所 宇都宮市 旭1丁目1番5号
	(ふりがな) うつのみや たろう
	氏 名 宇都宮 太郎 印
	生年月日 大正昭和 5年 6月 7日
変更後 経営主 (世帯責任者)	住 所 宇都宮市 旭1丁目1番5号
	(ふりがな) うつのみや いちろう
	氏 名 宇都宮 一郎 印
	電話番号 028-632-2458
	生年月日 大正昭和 5年 4月 12日
	地区名 旧市 集落名 東村
	前経営主との続柄 長男

記載例

農地台帳の経営主変更に伴う諸名義の変更通知書 №2

栃木県農業共済組合長 様

申請者記入欄	申請日 令和 年 月 日
	申請者 宇都宮 一郎 印
旧経営主	住 所 宇都宮市 旭1丁目1番5号
	ふりがな うつのみや たろう
	氏 名 宇都宮 太郎
新経営主	電話番号 632-2458 集落名 東村
	ふりがな うつのみや いちろう
	氏 名 宇都宮 一郎
	電話番号 632-2458 集落名 東村

※太枠の枠内だけ、ご記入願います。

営農委員会記入欄	経営主変更処理日 令和 年 月 日
	変更の理由(該当する番号に○) 1. 老齢 2. 経営移譲 3. 旧経営主死亡 4. その他()

共済組合よりお願い

- この通知書は、農業委員会に提出願います。
- この通知書により名義変更する共済種別は、[農作物] [家畜共済] [雑作物共済] [果樹共済] [園芸施設共済]
- なお、種別共済については加入申し込み時に変更願います。
- 貯金口座の変更については、「貯金口座振替承諾書」(農業再生協議会窓口にて備えてあります)を提出願います。

【問い合わせ】 宇都宮市農業再生協議会事務局 TEL：028-632-2458

宇都宮市農業再生協議会の ホームページのご案内

《ホームページをご確認ください》

宇都宮市農業再生協議会のホームページでは、農業者の皆様にお知らせする事業や経営所得安定対策のほか、国の新規事業、緊急対策等について、随時、情報を掲載しています。

是非、確認をお願いします。

【宇都宮市農業再生協議会ホームページ】

宇都宮市農業再生協議会

検索



早速、確認してみてくださいね♪